



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 85/2017年12月

2018年1月合併号

発行日：2018年1月30日

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、北朝鮮問題に揺れましたが、日本経済は堅調に推移し株価はバブル後最高値を記録、一方で公認会計士業界では大手電気メーカーの会計不祥事を契機に、監査の質を最優先にますます厳格な姿勢を求められた年でありました。

今年はまさに「AI元年」、製造業でのAI化、金融業界での窓口業務・融資業務のAI化はもとより、さらに監査業務の不正会計発見ツールとしてのAIの活用が検討されております。今後AIの適用により監査業界も大きく変化することが予想されます。

弊監査法人では業界の動向に注視しつつ、今年もクライアントの皆様と常にコミュニケーションをとり、良好な信頼関係を維持し適切な監査業務を遂行してまいり所存です。

今年も、当監査法人では、昨年同様引き続き監査の品質を第一優先として品質管理の充実に努めて参ります。

年頭に当たり皆様のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

東光監査法人 包括代表社員 外山 卓夫

I. 最新情報（2017年11月1日～2017年12月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年11 月20日	公開 草案	「監査役等と監査 人との連携に関する 共同研究報告」	日本公認会計士協会と日本監査役協会は、監査役等と監査人との連携の重要性を踏まえ、「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」（最終改正平成25年11月7日）について、前回の改正以後の以下の法令等の策定や改正を踏まえた内容の見直しの検討	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		の改正について	<p>を行ってまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法（平成 26 年 6 月改正） ・ 監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（平成 27 年 5 月改正） ・ 監査役監査基準等（平成 27 年 7 月改正） ・ コーポレートガバナンス・コード（平成 27 年 6 月策定） ・ 「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（平成 29 年 3 月策定） <p>このたび、両協会の改正案として取りまとめを終えたため、草案を公表し、広く意見を募集することといたしました。</p>	
2017 年 11 月 27 日	公開草案	「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について	<p>日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係 4 団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）は、この度、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）について、一部見直しを行いましたので、中小会計指針の改正に関する公開草案（以下「本公開草案」という。）を本日公表いたします。</p> <p>本公開草案の公表は、改正点について広くコメントをいただくことを目的とするものです。</p>	—
2017 年 12 月 26 日	公開草案	「監査委員会報告第 73 号「訴訟事件等に係わるリスク管理体制の評価及び弁護士への確認に関する実務指針」の改正について」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、倫理規則等及び監査基準委員会報告書（以下「監基報」という。）250「財務諸表監査における法令の検討」の改正が検討されていることを契機として、監査委員会報告第 73 号「訴訟事件等に係わるリスク管理体制の評価及び弁護士への確認に関する実務指針」について、見直しの検討を行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の検討を終えたため、「監査委員会報告第 73 号「訴訟事件等に係わるリスク管理体制の評価及び弁護士への確認に関する実務指針」の改正について」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—
2017 年 11 月 27 日	意見	「「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案」に対する意見につ	<p>平成 29 年 10 月 24 日に金融庁から「「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案」が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（開示・監査制度一元化検討プロジェクトチーム）では、このパブリックコメントに対する意見を取りまとめ、平</p>	—

		いて	成 29 年 11 月 21 日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。	
2017 年 12 月 01 日	研究 報告	中小企業施策調査 会研究報告第 1 号 「『経営者保証に 関するガイドライ ン』における公認 会計士等が実施す る合意された手続 に関する手続等及 び関連する書面の 文例」の公表につ いて	日本公認会計士協会は、平成 29 年 12 月 1 日付けで「『経営者保証に関するガイドライン』における公認会計士等が実施する合意された手続に関する手続等及び関連する書面の文例」を公表しましたので、お知らせします。	
2017 年 12 月 25 日	実務 指針	監査・保証実務委 員会実務指針第 93 号「保証業務実 務指針 3000「監 査及びレビュー業 務以外の保証業務 に関する実務指 針」、監査・保 証実務委員会研究 報告第 30 号「保 証業務実務指針 3000「監査及び レビュー業務以外 の保証業務に関す る実務指針」に係 る Q&A」及び同研 究報告第 31 号「監 査及びレビュー業 務以外の保証業務 に係る概念的枠組 み」並びに「公開	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、平成 29 年 12 月 19 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、監査・保証実務委員会実務指針第 93 号「保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」（以下「本実務指針」という。）、監査・保証実務委員会研究報告第 30 号「保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」に係る Q&A」及び同研究報告第 31 号「監査及びレビュー業務以外の保証業務に係る概念的枠組み」を平成 29 年 12 月 19 日付けで公表しましたのでお知らせします。	平成 32 年 1 月 1 日以降発 行の保証報告 書

		草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について		
2017年 12月25日	研究 報告	監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」の廃止について	平成29年12月19日付けで監査・保証実務委員会実務指針第93号「保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」が公表されたことに伴い、同日付けで監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」は廃止しましたのでお知らせいたします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年12 月01日	研 究 報 告	非営利法人委員会 研究報告第34号 「非営利組織会計 基準開発に向けた 個別論点整理～固 定資産の減損～」 の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成29年8月24日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第34号「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理～固定資産の減損～」を平成29年12月1日付けで公表いたしましたので、お知らせします	—
2017年12	意見	「NPO法人会計	平成29年11月6日にNPO法人会計基準協議会から「NPO法	

月04日		基準のQ&Aの改正に関する公開草案」に対する意見の提出について	<p>人会計基準のQ&Aの改正に関する公開草案」が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、本公開草案に対する意見を取りまとめ、平成29年11月24日付けでNPO法人会計基準協議会に提出いたしましたので、お知らせします。</p>	
------	--	---------------------------------	---	--

5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年11月1日	公開草案	IT委員会実務指針「電子開示書類等のXBRLデータに対する合意された手続業務に関する実務指針」及びIT委員会研究報告「電子開示書類等のXBRLデータに対する合意された手続業務に関するQ&A」の公開草案の公表について	<p>日本公認会計士協会（IT委員会）では、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「専実4400」という。）の公表を受けて、専実4400の枠組みに従って既存の研究報告等の見直しを順次行っています。</p> <p>その一環として、IT委員会研究報告第41号「XBRLデータに対する合意された手続」（平成23年12月5日）について、専実4400の適用を前提とした特定業務に対する実務指針への改編を行い、今般、一応の取りまとめを終えたことから、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>また、実際に業務を行うに当たって参考となる事項をQ&A形式で取りまとめ、IT委員会研究報告「電子開示書類等のXBRLデータに対する合意された手続業務に関するQ&A」として合わせて公開草案として公表いたします。</p>	—

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年11 月2日	公開 草案	業種別委員会実務 指針「アジア地域 ファンド・パスポ ートにおける年次 実施状況の検証に 係る保証業務に関 する実務指針」(公 開草案)の公表に ついて	<p>日本公認会計士協会(業種別委員会)では、平成28年4月28日にアジア地域ファンド・パスポートの協力覚書(以下「協力覚書」という。)に日本が署名を行ったことを受けて、協力覚書のAnnex3:Passport Rules(以下「パスポート規則」という。)の遵守状況に関する保証業務(以下「本保証業務」という。)を行う際の実務指針について検討を行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の検討を終えましたため、新たに業種別委員会実務指針「アジア地域ファンド・パスポートにおける年次実施状況の検証に係る保証業務に関する実務指針」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—
2017年 12月08日	意見	国際会計士倫理基 準審議会(IESBA) 公開草案「勧誘の 申出及び受入れに 関する倫理規程の 改訂案」に対する 意見について	<p>平成29年9月に国際会計士倫理基準審議会(IESBA)(http://www.ifac.org/Ethics/)は、公開草案「勧誘の申出及び受入れに関する倫理規程の改訂案」を公表し、広く意見を求めました。</p> <p>日本公認会計士協会では、本公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成29年12月8日付けでIESBAに提出しましたので、お知らせいたします。</p>	2017年 12月08日

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

1ビットコインが200万円を超えたとか、出川哲朗さんのTVCMとか、ハッカーにより650億円の資産流出とか、話題に事欠かない仮想通貨ですが、平成29年12月6日に、仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いとして公開草案が出ておりますので、簡単にポイントだけお知らせします。

①期末における仮想通貨の評価

- a. 活発な市場が存在する場合、市場価格をもって仮想通貨のB/S価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益とする
- b. 活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって仮想通貨のB/S価額とする。期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合は、当該処分見込価額をB/S価額とし、帳簿価額との差額は当期の損失とする。
- c. b. により前期以前に損失処理した場合、当期に戻し入れを行わない。

②活発な市場の判断規準

- a. 保有する仮想通貨について、継続的に情報が提供される程度に仮想通貨取引所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合を言う。

③仮想通貨の売買損益の認識時点

- a. 売買の合意が成立した時点

④開示

- a. 仮想通貨の売却を行う場合、売却収入から売却原価を控除して算定した純額をP/Lに計上
- b. 期末日において保有する仮想通貨のB/S価額の合計額を注記する
- c. 期末日において保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨と存在しない仮想通貨の別に仮想通貨の種類ごとの保有数量及びB/S価額を注記する

⑤適用時期

まだ公開草案の段階であるが、平成30年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用となる予定

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703